

《ANA・三井住友信託マネークラブ》会員規約

第1条 ANA・三井住友信託マネークラブ

ANA・三井住友信託マネークラブ(以下「本クラブ」といいます。)は、三井住友信託銀行株式会社(以下「当社」といいます。)が、以下の条件を満たし、当社所定の本クラブ提携サービス利用申込書でのお申し込みにより本クラブの会員となったお客さま(以下「会員」といいます。)に対し、当社が定める各種商品・サービスに関する特典を提供する会員制サービスです。

- ①日本国内居住のANAマイレージクラブ(AMC)会員(以下、AMC会員といいます。)であること
- ②当社において、ユア パートナー総合口座を開設していること、または本クラブへの入会と同時に開設すること

第2条 本クラブへの入会・サービス適用期間

- (1)お客さまが本クラブに入会することを希望される場合には、本クラブ提携サービス利用申込書に、氏名、住所、有効なANAマイレージクラブ(AMC)お客様番号(10桁)(以下、AMCお客様番号といいます。)その他必要事項を記入して当社に提出してください。
- (2)当社は、前項のお申し込みのあったお客さまが会員であることを、お客さまが本クラブ提携サービス利用申込書に記入された氏名、住所、AMCお客様番号の情報により、全日本空輸株式会社(以下、「全日本空輸」といいます。)に照会して確認します。
- (3)前項の確認がなされ、かつ、お客さまのユア パートナー総合口座開設が確認された時点で、お客さまは本クラブの会員となり、以後会員の資格を失うまで、本会員規約に基づき、サービス・特典等の提供を受けることができます。
- (4)会員であった者がAMC会員資格を失った場合、またはユア パートナー総合口座を解約した場合は、自動的に会員資格を失うものとします。

第3条 特典の内容

- (1)サービス・特典等の内容は、原則として、毎年3月末および9月末に見直しを行い、直後の4月1日または10月1日より適用します。ただし、金融情勢の変化により適宜見直しを行うことがあります。
- (2)当社が定めた各種商品・サービス等の提供に関する各種特典等については、店頭のパフレット等に記載し、また当社ホームページ(<https://www.smtb.jp/>)でお知らせします。
- (3)当社は事前にお客さまに通知することなく、提供する特典等の内容を変更する場合があります。

第4条 特典の重複適用禁止

当社が定める他の提携サービスとの特典の重複適用は行いません。

第5条 届出事項の変更等

- (1) 会員が届け出た氏名・住所・AMCお客様番号等に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の手続きにより届け出るものとします。この届け出がない場合、サービス・特典等の提供ができな
いことがあります。
- (2) 届け出のあった氏名、住所に宛てて当社が通知または送付書類等を発送した場合には、延着
しまたは到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第6条 退会・会員資格の取り消し

- (1) 会員の都合により本クラブを退会する場合には、当社所定の手続きにより当社に届け出るもの
とします。
- (2) 会員が当社との約定に違反した場合、当社は、何らの通知・催告なくして、直ちに本クラブ会員
資格を取り消すことができるものとします。
- (3) 会員が本クラブを退会された場合(第2条第4項の規定により本クラブの会員資格を失った場合
を含みます。)、または会員資格を取り消された場合は、以後、本会員規約に基づくサービス・特
典等の提供を受けることはできません。

第7条 解約等

当社は金融情勢その他諸般の状況の変化等により、本クラブの一部または全てのサービスの取り
扱いを中止することがあります。この場合、相当の方法で公表します。

第8条 個人情報の取り扱い・全日本空輸との情報交換等

- (1) 本クラブに入会を希望されるお客さまおよび会員は、当社が、本会員規約に基づくサービス・特
典等を提供するため、またはAMC 会員資格を確認するために必要なお客さまおよび会員の氏
名・住所・AMCお客様番号ならびにマイル積算に必要なデータを全日本空輸に提供することに
同意します。なお、当社は、会員の別段の同意のある場合を除き、会員との個別具体的なお取
引の内容を、全日本空輸に開示することはありません。
- (2) 会員は、AMC 会員資格を喪失した場合に、全日本空輸がその氏名・住所・AMCお客様番号等
の情報および会員資格喪失の事実を、本会員規約に基づくサービス・特典等の情報提供の目
的で、当社に対し提供することに同意します。
- (3) 当社は、会員および全日本空輸から得た情報を、当社が定める「個人情報の利用目的につい

て」に則って厳正に管理し、当該「個人情報の利用目的について」に定める利用目的および本会員規約に基づくサービス・特典等の提供の目的以外の目的に利用しないこととします。

- (4) すみしんマイルクラブ(平成19年4月末終了)の会員が、すみしんマイルクラブのサービス終了により、本クラブの会員となった場合、すみしんマイルクラブ会員規約第9条を引き続き前三項に適用するものとします。

第9条 規定の準用・変更

- (1) 当社が提供する商品・サービスについては、本会員規約の他、対象となる商品・サービスに適用される約款・規定により取り扱います。
- (2) 当社は、本会員規約および前項に定める約款・規定を、会員に事前の通知なく、任意に変更することができるものとします。この変更が行われた場合、会員は変更日以降は変更後の規約および約款・規定に従うものとします。